

第455回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開催日時		令和6年8月27日 火曜日 9時30分～10時37分				
開催場所		金沢駅西合同庁舎2階 共用第2会議室				
出席委員	公益代表委員	栗田 真人	木村 弘	舟橋 秀明		
	労働者代表委員	徳本 喜彰	増田 明朗	南 芳雄	村上 和幸	山田とき美
	使用者代表委員	眞田 昌則	敷波 利子	橋本 政人	深見 正裕	山下 活博
	欠席委員	公益代表委員 田中 英男 長澤 裕子				
	事務局	八木労働局長	細貝労働基準部長			
南出賃金室長		石間賃金指導官	植田労働基準監督官	春名賃金調査員		
議題	<p>1.開会</p> <p>2.議題</p> <p>(1) 石川県最低賃金の改正決定に対する異議申出について</p> <p>(2) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について</p> <p>(3) その他</p> <p>①その他</p> <p>3.閉会</p>					
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり 					

令和6年度 第455回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和6年8月27日（火）

9時30分～10時37分

金沢駅西合同庁舎2階 共用第2会議室

【栗田会長】 定刻になりましたので、第455回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。審議会の成立状況について報告してください。

【事務局】補佐 本日は、公益の田中委員、長澤委員から欠席のご連絡をいただいております。今見えていない労働者代表山田委員については確認中ですが、現在、15名中12名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数委員の3分の2以上、又は、公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっており、傍聴者希望者は1名、報道機関が1社です。

【栗田会長】 山田委員につきましては来られたら参加いただくということでお願いいたします。それでは、議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名いたします。公益委員側は私が行います。労働者側は南委員、使用者側は橋本委員にお願いします。

議事1 石川県最低賃金の改正決定に対する異議申出についてです。こちらにつきましては、8月9日の答申に対する異議の申出の審議を行いますので、異議の申出について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】補佐 石川県最低賃金の改正決定につきましては、答申をいただきました8月9日から審議会の意見に対する異議等の意見の申出を求める旨の公示を行ってございました。そうしましたところ8月26日に異議申出の意見がございましたことをご報告申し上げます。

それでは、異議の申出についての諮問をさせていただきたいと思います。

【事務局】局長 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

石川県労働組合総連合から別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求めます。よろしく願いいたします

(諮問文を手交。)

【栗田会長】 　ただ今、諮問をお受けいたしました。事務局より、異議の内容とそのほか参考とすべきものがあれば、説明をお願いします。

【事務局】補佐 　別冊 2 とございます資料をご確認いただければと思います。異議申出は石川県労働組合総連合から書面により提出されており、その書面の写しを別冊 2 に最低賃金額に対する異議申し立てという件名のものをお付けさせていただきました。なお、ただ今の諮問の文書についてはそのあとに添付してございますのでご確認いただければと思います。提出いただきました異議の主な内容は次の 3 点でございます。1、最低賃金額 1,500 円以上とすることを求めてございます。2.政府からの中小企業に対する、最低賃金引き上げに対応できる抜本的な支援制度の見直しを求めます。3、物価高騰にも対応できる最低賃金額となるように労働者の生計費を重視した検討をしていただきたいとなってございます。それでこれらを踏まえて審議の継続を求めるというものでございました。これらのうち、石川県最低賃金の改正決定に対する異議として本日も審議いただくのは金額に関するものでございますので 1 番目の最低賃金額 1,500 以上求めるという項目になります。

この異議申出を受けての、石川労働局長からの最低賃金審議会の意見に関する異議の申出の諮問文の写しは、別冊 2 にそのまま写しとして付けてございます。皆様ご確認お願いいたします。

【栗田会長】 　それでは、当審議会の 8 月 9 日の答申に対する異議の申出の審議に移りませう。

異議の申出について、まず労使各側のご意見を伺いたいと思います。まず労働者側委員の皆さまの意見を伺いたいと思います。

【南委員】 　労働者としては、これは春闘の状況とか、価格の高騰、格差是正、能登半島地震の関係もありまして、今回は全会一致とはなりませんでしたが、しっかりした議論の中であつたということでもありますので、審議自体は正当だと思っています。

【栗田会長】 他の委員の皆さんもよろしかったですか。では、使用者側の委員のご発言をお願いいたします。

【橋本委員】 概ね労働者側と同じなんですけど、使用者側は何よりも継続的に賃上げができる、そういったことを第一に考えておりますので、今の審議についてはまあ妥当ではないかなと思っております。

【栗田会長】 他の使用者側委員の皆さまのご発言はございますでしょうか。公益委員の皆様の意見はよろしいでしょうか。

それでは労使各側のご意見をいただきましたけれども、双方の委員より審議結果は妥当ということのご意見をいただいたところですので、本件については当審議会として十分調査審議済みであることから、令和6年8月9日付け答申どおり決定することが適当であると答申すべきと思っておりますけれども、皆さまよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【栗田会長】 それでは異議はないと認めますので、事務局は、今の内容の答申文案を作成して委員に配付してください。

(答申文案を配布)

【事務局】 補佐 それでは答申文案を読み上げさせていただきます。

案、令和6年8月27日、石川労働局長八木健一殿
石川地方最低賃金審議会、会長栗田真人

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月27日貴職から、令和6年8月9日付け石川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記、令和6年8月9日付け「石川県最低賃金の改正決定について（答申）」のとおり決定することが適当である。

【栗田会長】 今読み上げていただきました、この答申文案でご異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【栗田会長】 皆様の了承が得られたと認めますので、このとおり労働局長に答申することといたします。

(答申文を手交。)

【事務局】補佐 ただいま、令和6年8月9日付け答申どおりとの答申をいただきましたので、9月5日の官報公示、そして10月5日の改正発効に向けまして、事務手続きを進めさせていただきたいと思っております。

【栗田会長】 続きまして、議題2、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてに入ります。特定最低賃金の改正決定を求める申出書を審査した結果について、事務局から報告してください。

【事務局】補佐 特定最低賃金の改正決定を求める申出書と、審査した結果をご報告申し上げます。その内容は、お手元の資料1ページからとなります。

最初のページは、紡績等繊維工業の特定最低賃金改正申出についての申出書、4ページが審査結果表になります。表の上段は申出事項、下段が審査結果となります。同様に、5ページ以降は申し出のありました他の4つの適用産業についての申出書と審査結果表をお付けしてございます。提出のありました、これら5つの産業にかかる特定最低賃金の改正申出につきましては、いずれも疎明資料等の必要書類が添付されており、基幹的労働者の1/3以上の労働協約適用または合意がありましたので、申出要件を満たしていることをご報告いたします。

なお、資料の23、24ページには、特定最低賃金の基本的な考え方と、会長から配付指示のありました特定最低賃金の新設・改正等を申出する際の要件を記した書面もお付けしております。

申出要件を簡単にご説明をさせていただきます。労働協約ケースの改正では、基幹的労働者1,000人以上に適用される既存の特定最低賃金について、1/3以上が労働協約の適用を受ける場合に、量的申出要件を満たすことになってございます。類似の産業を併せて特定最低賃金を新設する場合には、1/2以上と少し厳しくなっております。1/2以上が労働協約の適用を受ける場合に量的申出要件を満たすということになってございます。

なお、これらの申出をいただく際には、申出事項を疎明していただきます資料を添付する必要がございます。全ての申出要件を満たす場合に新設改正の諮問が労働局長からなされ、各種経済指標データ等を参考にさせていただきます。改正の必要性等について審議会でご審議をしていただくこととなります。

なお、この申出にあたりましては、例年 3 月に申出の意向を表明いただきながら 7 月に実際の申出書面をご提出いただくというスケジュールになってございますので合わせてご紹介をさせていただきます。

【栗田会長】 ただいまの報告について、質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、申出要件が具備されているとの報告であり、事務局はこの後の手続きに移ってください。

【事務局】 補佐 それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問となります。

【事務局】 局長 石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の 5 つの特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

（諮問文手交。）

【栗田会長】 ただいま諮問をお受けしましたので、5 件の特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてこれから審議をはじめますけれども、まず労使双方からこの場でご意見を伺いたいと思います。

まず、労働者側委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。

【南委員】 今年度につきまして、この 5 件について申出させていただいたところがございます。条件を満たしているということでございますので、必要性についての議論をお願いしたいと思っております。

【栗田会長】 他の委員の皆様は大丈夫でしょうか。それでは使用者側のご発言をお願いします。

【橋本委員】

5件の中で最初に申出のございます繊維関係ですけれども、それはかつて議論をしておりましたけれども、廃止としております。その廃止以降例えばその業界そのもののどちらかという、その勢いを示すような売り上げ等々が大幅に伸びている、あるいは業界そのものの規模を示すような従業員の数が大幅に増えていると、そういった状況、数値的な状況があるのならば、そういったことをお示ししていただいて議論の俎上に載せてもいいかなと思いますけれども、私どもが見る限りは残念ながらそういう状況になっていないので、この申出については却下をさせていただきたいと思います。後の4件については、中では百貨店がややもすると、もう地域最賃に近い金額になっておりますので、これは今年度は議論をさせていただきますけれども、来年以降はどうするか、それを事前に協議をさせていただきたいというふうに思います。

【栗田会長】

はい、使用者側の委員の皆さん他の委員皆様ご発言はございませんか。はい、そうしましたら、この場でのご意見等がなければ、ただいまの事務局からの説明と先日開催された運営小委員会での検討結果を踏まえまして、改めて後ほど労使双方からのご意見をいただきたいと思います。

一旦、本審議会を休憩と致しまして、労使双方それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思います。事務局は、控室を案内して下さい。

【事務局】補佐

労働者側の控室は、同じフロアーの第4会議室を、使用者側の控室は、第3会議室を用意しております。

(公労・公使折衝)

【栗田会長】

審議会を再開いたします。

労使双方からご意見をいただきました。結論といたしましては、5つの特定最低賃金のうち、紡績については特定最低賃金改正決定の必要性ありとの結論に達しませんでしたけれども、機械、自動車、電機、百貨店については改正決定の必要性ありということでのまとめとさせていただこうと思うんですけれども、個別でいただいたご意見をご紹介しますが、まず労働者側からは、主に繊維産業につきまして、繊維産業全体として、今年の春闘でもある程度賃上げが達成されているという実績は上がってきているということの

ご紹介がありました。ただし、大手と中小との間での賃上げの幅に開きがある状況で、ここについては、サプライチェーンの中での利益の構成の配分ができてない、あるいは価格転嫁が十分なされてない状況があるというようなところで、そこについては引き続き、経営者側なり、経営者団体に対しても価格転嫁あるいはその利益の構成配分ということについて今後周知徹底あるいは構築をお願いしていきたいというようなご意見がありまして、業界全体として、今回も提出された委任状については、一定数の特定最賃を上げてほしいという業界としての期待の表れというふうに捉えていただきたいというようなご発言をいただいております。

一方、使用者側からは、特定最賃全般の問題といたしまして、地賃がそろそろ1,000円を目前にしている状況の中で、繊維だけではなく他の4業種についてもどうするべきかという議論はすべきであるというふうに考えていると、それは来年以降の課題だというに捉えていますというようなところでのご意見をいただいたところです。その上で、先ほど申し上げましたとおり、紡績については必要性なし、あとの四つについては必要性ありということでの結論とさせていただきますと思いますけれども、今私がまとめさせていただいた件につきまして、労使双方から補足意見がございますか。よろしいでしょうか。それでは今申し上げました結論につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【栗田会長】 それでは全会一致ということで、結論と致したいと思えます。
事務局は、答申文案を配付して読み上げをお願いします。

(答申文案を配付)

【事務局】 補佐 答申文案を読み上げさせていただきます。適用産業の細かな名称については略称でご紹介させていただきますのでご了解ください。

案

令和6年8月27日

石川労働局長、八木健一殿

石川地方最低賃金審議会、会長栗田真人

石川県特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和6年8月27日付け石労発0827第2号をもって最低賃金

法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することについて全会一致に至らず、必要有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

1 繊維工業

冒頭の文面同じですので省略申し上げます。

慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

1 一般機械

2 自動車

3 電気機械

4 百貨店

以上の答申案でございます。

【栗田会長】 この答申文案でよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【栗田会長】 それでは、了承を得られましたので、このとおり労働局長に答申することといたします。

(答申文を手交)

【事務局】 補佐 ただいま、必要性ありとの答申をいただきました 4 件の特定最低賃金の改正決定につきまして、一括して諮問をさせていただきます。

(諮問文を手交)

【事務局】 局長 ただ今、改正ありとの産業につきまして答申をいただいたところでございますが、石川県の特定最低賃金の改正について最低賃金法第 15 条第 2 項の規定に基づき、今般改正ありといただきました 4 つの産業につきまして、特定最低賃金の改正決定について、貴会の審議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【栗田会長】 ただいま諮問をお受けいたしました。
事務局は、諮問文の写しを各委員に配付してください。

(諮問文写しを配付)

【栗田会長】 今、諮問文を配布いただきましたけれども、何かご質問等がありませんでしょうか。

なければ、それぞれの特定最低賃金について専門部会を設置し、審議していくことといたします。

なお、最低賃金審議会令第6条第5項では、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されています。専門部会で全会一致の結論が得られた場合には、これを適用したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【栗田会長】 異議なしとのことですので各専門部会で全会一致の結論が得られた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することといたします。また、機械、自動車関係の2つの専門部会について、従来合同専門部会方式で審議を進めてきました。今年度も合同専門部会方式で審議を進めていくことでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【栗田会長】 異議なしということなので、機械、自動車関係の2つの専門部会につきまして、合同専門部会方式で審議を進めていきます。

それでは、専門部会の設置等について事務局から説明をしてください。

【事務局】 補佐 専門部会は、公労使それぞれ3名以内の同数をもって組織することとなっております。公益委員の互選による専門部会の部会委員については、資料の21ページにお付けしております。労使代表の専門部会委員につきましては、労使とも当該産業に関係のある者2名を入れることとされており、本日付けで推薦公示を行い、締切日は9月10日火曜日といたします。併せて、関係労使の意

見聴取についても、同日程で公示いたします。よろしくお願いいたします。

なお、参考として昨年度の特定最低賃金専門部会委員名簿を資料の 22 ページとしてお付けしております。

次に、特定最低賃金の答申に係る審議会・専門部会の開催日についてですが、資料の 25 ページから、「令和 6 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」をお付けしておりますが、25 ページの下段あたりをご覧ください。仮に発効日を昨年と同じ 12 月 31 日とすると、本審の答申は 10 月 31 日までに、異議申し立ての審議は 11 月 18 日までに行う必要があります。今後、各専門部会委員決定され次第、速やかに日程調整させていただきまして、審議日程確定後、改めて開催日等をご案内させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【栗田会長】 それでは、例年どおり 12 月 31 日の発効を目指すことといたしたいと思っておりますので、事務局は、日程調整をお願いします。

その他、本日提出されている資料について事務局から説明してください。

【事務局】 補佐 別冊 1 をご覧ください。1 ページから 15 ページまでの資料は、8 月 6 日に北陸財務局から発表されました北陸経済調査をお付けしております。総括判断では令和 6 年能登半島地震の影響は残るものの、復旧・復興需要や北陸新幹線の敦賀延伸効果等もみられることなどから、持ち直しつつある、と記載されています。

16 ページから 19 ページまでの資料は、石川県から発表されました石川県の主要経済データ令和 6 年 8 月号をお付けしております。こちらには、能登半島地震の影響により、一部に下押しがみられているものの、回復に向けた動きがみられると記載されています。

【栗田会長】 ただ今の資料説明について、ご質問等はございますか。

よろしかったでしょうか。なければ、本日の議事次第はすべて終了しますが、事務局から連絡事項があればお願いします。

【事務局】 補佐 今後でございますが、今回諮問をさせていただきました 4 つの特定最低賃金専門部会こちらにつきましては 10 月中での開催を予定して日程調整をさせていただきたいと思っております。その中で全会一致でのご答申であれば本審はございませんが、どれかの産業が全会一致に至らないということでございますと次回

の本審を、先ほどの表をご覧くださいましたとおり、10月31日の開催を基本にしまして、また異議審は、11月18日の開催を基本として日程を調整させていただければと思います。あらめて、ご案内をさせていただくこととしておりますが、全ての特定最低賃金専門部会の決議が全会一致で行われた場合には、異議審は開催しませんので、よろしくお願いいたします。その際は、その旨をメール等により各委員へご連絡させていただきます。

【栗田会長】

日程調整につきましては皆様のご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の審議会すべて終了となりました。ありがとうございました。